

議案第74号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。）</u>、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p>

(農村地域工業等導入地区における県税の課税免除)

第2条 農工法第5条第1項又は第2項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）において定められた同条第3項第1号に規定する工業等導入地区のうち農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令（昭和63年自治省令第26号。以下「農工法省令」という。）第1条第1項に規定する地区内において、農工法省令第3条第1号に規定する対象設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。

(1) 事業税 農工法省令第3条第1号に規定する設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして農工法省令第4条の規定により計算した額に対して課する額

(2) 不動産取得税 農工法省令第3条第2号に規定する家屋及

(過疎地域における県税の課税免除)

第2条 略

(同意集積区域における不動産取得税の課税免除)

第3条 略

(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)

第4条 略

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

びその敷地である土地の取得（農工法第5条第1項又は第2項の規定により実施計画が定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する額

(過疎地域における県税の課税免除)

第3条 略

(同意集積区域における不動産取得税の課税免除)

第4条 略

(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)

第5条 略

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第5条 略

(課税免除の届出等)

第6条 第2条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあつては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限（以下「延長申告期限」という。）までに、法人にあつては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間（以下「法人事業税申告納付期間」という。）の末日又は延長申告期限までに、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）に提出しなけ

第6条 略

(課税免除の届出等)

第7条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあつては第2条に規定する設備若しくは特別償却設備（以下この条において「対象設備」という。）又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限（以下「延長申告期限」という。）までに、法人にあつては対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間（以下「法人事業税申告納付期間」という。）の末日又は延長申告期限までに、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年

ればならない。

(1)～(3) 略

(4) 特別償却設備の名称、構造、数量及び価格又は土地の面積及び価格

(5) 略

2 第2条第2項の規定により事業税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の3月15日又は延長申告期限までに知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

3 第3条の規定により不動産取得税の課税を受けないこととなる事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する事業年度

鳥取県条例第40号) 第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。)に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 対象設備の名称、構造、数量及び価格又は土地の面積及び価格

(5) 略

2 第3条第2項の規定により事業税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の3月15日又は延長申告期限までに知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

3 第4条の規定により不動産取得税の課税を受けないこととなる事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する事業年度

に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、
知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

4 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けよ

うとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該
各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しな
ければならない。

(1) 第4条の規定による不均一課税 個人にあつては家屋又は
その敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する年
の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあつては家屋又は
その敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する事
業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

(2) 第5条の規定による不均一課税 個人にあつては家屋又は

に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、
知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

4 略

(不均一課税の適用の申請)

第8条 第5条及び第6条の規定により不均一課税の適用を受けよ

うとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該
各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しな
ければならない。

(1) 第5条の規定による不均一課税 個人にあつては家屋又は
その敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する年
の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあつては家屋又は
その敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する事
業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

(2) 第6条の規定による不均一課税 個人にあつては家屋又は

その敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の
3月15日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定
を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日、法
人にとっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した
日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日、延
長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の
翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しな
ければならない。

(1) 略

(2) 第4条及び第5条に規定する家屋又はその敷地である土地
の所在地及び取得年月日

(3) 第4条の規定による不均一課税の場合においては、同条に
規定する家屋の取得価額

(4) 略

3 略

その敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の
3月15日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定
を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日、法
人にとっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した
日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日、延
長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の
翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しな
ければならない。

(1) 略

(2) 第5条及び第6条に規定する家屋又はその敷地である土地
の所在地及び取得年月日

(3) 第5条の規定による不均一課税の場合においては、同条に
規定する家屋の取得価額

(4) 略

3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第8条 正当な理由がなく、第6条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第6条第4項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又は第4条及び第5条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあつては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあつては当該家屋又は土地

(虚偽の届出者等に対する措置)

第9条 正当な理由がなく、第7条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第7条第4項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第4条までの課税免除又は第5条及び第6条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第10条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあつては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあつては当該家屋

を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条若しくは第5条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項又は第3条から第5条までの規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予し

又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条、第3条第1項若しくは第4条の規定により課税を受けないこととなる額又は第5条若しくは第6条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第11条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予し

た場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2及び3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第11条 第2条から第4条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第6条又は第7条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。

(委任)

第12条 略

た場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2及び3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第12条 第2条から第5条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第7条又は第8条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。

(委任)

第13条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第1項又は第2項に規定する実施計画において定められた同条第3項第1号に規定する工業等導入地区のうち農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令（昭和63年自治省令第26号。以下「農工法省令」という。）第1条第1項に規定する地区内において、農工法省令第3条第1号に規定する対象設備設置者となる者に係る県税の課税免除については、改正前の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。